

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7970) 東部市場 (06-6756-3981) 南港市場 (06-6675-2020)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	仲卸業務の認定申請
概 要	仲卸の業務を行おうとするものは市場及び取扱品目ごとに市長の認定を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第25条（昭和46年条例第40号） 中央卸売市場業務条例施行規則第15条（昭和47年規則第7号） 中央卸売市場業務条例南港市場施行規則第14条（昭和47年規則第8号） (https://www.l.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 仲卸業務の認定等に関する事務取扱要領 （中央卸売市場 本場・東部市場各場担当窓口） 仲卸業務の認定等に関する要領 （中央卸売市場 南港市場担当窓口）
審査基準	◎ 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは認定を受けることができません。 1) 破産者で復権を得ないものであるとき 2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき 3) 中央卸売市場業務条例第69条第2項第3号の規定による仲卸業務の認定の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき 4) 仲卸しの業務を適確に遂行することができる知識、経験又は資力信用を有していない者であるとき 5) 市場の卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき 6) 法人である場合には、その業務を執行する役員の中に第1号から第3号まで又は前号のいずれかに該当する者があるとき 7) 仲卸しの業務の事業計画が適切でないとき又はその遂行が確実と認められないとき 8) 申請者が行おうとする仲卸しの業務が暴力団の利益になるとき ○(1)の「破産者で復権を得ないもの」とは、破産手続開始決定がされ、法律上の資格制限を受けている者をいいます。免責決定を受けること等により復権します。 ○本場及び東部市場において(4)の「知識、経験」及び「資力信用」を有しているとは、次の要件を全て満たしていることをいいます。 （法人の場合） (1) 代表者が成年者で関係業務の経験を5年以上有し、その法人のために常時売買に参加できる者であること。 (2) 資本金又は出資金が500万円以上であって、かつ資産内容が良好なこと。 (3) 業務認定を受けようとする市場において、通常の取引単位で継続して売買取引に参加できる経営規模を有すること。 (4) 卸売業者と支払期日、支払方法その他必要事項を定めた取引契約が締結できることが明らかであること。 (5) 市場関係者に対し、著しく遅延した支払債務がないこと。 （個人の場合） (1) 成年者で関係業務の経験を5年以上有し常時売買に参加できること。 (2) 仲卸業務の資金として200万円以上有すること。 (3) 法人の場合の(3)、(4)、(5)に同じ。 ○南港市場において(4)の「知識、経験」及び「資力信用」を有しているとは、次の要件を全て満たしていることをいいます。 （法人の場合） (1) 仲卸業務を執行する役員の中に、その法人のために常時売買に参加できる者（成人者で関係業務経験を2年以上有すること）がいること (2) 仲卸業務を執行する役員の中に、関係業務の経験を5年以上有する者がいること (3) 仲卸業務の認定申請する法人の代表者が、卸売市場法、条例等の関係法令を理解できていること (4) 資本金又は出資金が300万円以上であり、かつ資産内容が良好と認められること (5) 本市又は市場関係事業者に対し、著しく遅延した支払債務がないこと (6) 通常の取引単位で継続して取引ができること （個人の場合） (1) 成年者で関係業務の経験を5年以上有すること (2) 仲卸業務の資金が200万円以上を有し、かつ資産内容が良好と認められること (3) 法人の場合の(3)の「法人の代表者」を「本人」と読み替えて準用する (4) 法人の場合の(5)、(6)に準ずる (5) 常時売買に参加する者を届け出る場合、その資格は、法人の場合の(1)に準ずる ○(7)の「事業計画」は、事業開始の日を含む年度及びその翌年度のものが必要です。また、「事業計画が適切でないとき又はその遂行が確実と認められないとき」には、事業計画上の業務を行うための空きスペースが市場内にない場合を含みます。
標準処理期間	2週間～1ヶ月（補正に要した期間を除く。）
経由日数	なし
提出先	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
提出時期	随時
提出方法	申請書に必要書類を添えて提出先へ提出してください。（必要書類は提出先にご確認ください）
手数料	なし
相談窓口	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023288.html
備 考	—